

「学校いじめの防止基本方針」

静岡県立東部特別支援学校 伊豆高原分校

1	いじめの防止等の基本的な考え方	
(1)	いじめの定義	1
(2)	いじめの理解	2
(3)	基本的な考え方	2
①	いじめの未然防止	2
②	早期発見	3
③	早期対応	3
2	いじめの防止等のための本校の取組	
(1)	組織の設置	3
①	いじめの防止等の対策委員会	4
②	委員会の構成員	4
③	委員会の業務内容	4
④	いじめの防止等対策委員会 組織図	4
(2)	いじめの防止	5
①	児童生徒との信頼づくり	5
②	個別の教育支援計画、個別の指導計画による指導体制	5
③	道徳教育等の推進	5
④	情報モラル教育の推進	5
⑤	児童生徒の人間関係づくり	5
⑥	保護者との連携	5
⑦	教職員研修	6
(3)	いじめの早期発見	6
①	児童生徒の実態把握	6
②	相談体制の整備	6
(4)	いじめに対する措置	6
①	事実確認	6
②	関係者への指導・支援	6
(5)	関係機関等との連携	7
(6)	ネットいじめへの対応	7
3	重大事態への対処	
(1)	重大事態の定義	8
(2)	教育委員会への報告	8
(3)	調査	8
(4)	情報提供	8
(5)	報道機関対応	9

1 いじめの防止等の基本的な考え方

本校は、静岡県伊豆東海岸地区の知的障害教育、肢体不自由教育の高等部段階を担う特別支援学校として、教育目標「学びあい、わかりあい、高めあう人」を掲げ、豊かな学びのある学校、安心・安全な学校、地域連携、共生・共育を推進する学校、専門性・主体性を磨く学校づくりに取り組んでいる。

子どもたちの学びの意欲、活力、輝きがあふれる学校にしていくことが本校の願いである。

社会からいじめをなくすためには、人権教育を推進することが必要である。人権教育の目標「自他の人権を大切に作る態度や行動力の育成」の重点として、

- (1) 人権教育に対する正しい理解
- (2) 人権感覚を高めること
- (3) 自尊感情を育てること

が挙げられる。本校では人権教育を推進することで、いじめを未然に防止する取組を行う。人権教育の中で、いじめについての基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、生徒、保護者、地域、学校が連携・協力して取り組む「東部特別支援学校伊豆高原分校 いじめの防止等のための基本的な方針」を作成した。

本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法第 13 条に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 30 年 3 月改定）を参考にして、いじめの防止等に対して学校が果たすべき役割を定めたものである。

本方針は、東部特別支援学校伊豆高原分校ホームページで公表するとともに、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、見直しを行う。

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめには様々な表れがあることに気を付けて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも大切である。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。加えて、いじめの現場では、周囲ではやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするなどの行為も確認されている。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じる。

(3) 基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりえることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついており、その大きさや深さは本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づき、理解しようとするのが大切である。

いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さが増し、その対応が難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められている。社会全体の中で、健やかでたくましい子どもを育てていくために、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、家庭、地域、学校でのいじめの未然防止に取り組む。

① いじめの未然防止

子どもは家庭や学校生活の中で、ありのままの自分を受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深めて、よりよい人間関係を作り上げていく。この育ちにおいて、自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権意識)をじっくり育て、健やかでたくましい心を育むことがいじめ防止につながる。

そのためには、家庭、地域、学校が連携して、役割を自覚して、責任を遂行することで子ども自身の自立を目指すことが大切である。一人一人の発達に合わせて子どもを理解し、思いを受け止める、その子の良さや可能性を認め引き出す姿

勢をもち、子どもとの信頼関係を作り上げていくことが、自分を大切にする気持ち(自尊感情)を高め、よりよい自分を目指していこうとする成長を支える。そして、周囲の大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさを学び、社会の一員として自立していく。

いじめの未然防止のためには、生徒の自己有用感をもとに、規範意識や人権意識(互いを尊重しようとする感覚)を育むことが大切である。そのために学校は生徒との信頼関係づくり、生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

※自己有用感・・・単なる自己肯定感や自己存在感ではなく、相手からの好意的な反応や評価があって感じることで自己の有用性のこと。他者から認められているという感じられた子どもは、相手を貶めて自分の存在を相対的に高めるといふ必要がないため、いたずらに他者を否定することも攻撃することも減る。さらに相手のことも認めることができるようになる。すべての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。

② 早期発見

いじめの早期発見には、生徒のわずかな変化を見落とさず、学校、家庭、地域の連携により、さまざまな手段で生徒を見守り、いじめにつながるサインを見つけていくことが必要である。また、いじめにかかわる事柄を相談できる体制を周知し、生徒、保護者、地域からの訴えを親身になって受け止め、速やかに対応する。また、毎日の連絡帳を初めとした連絡体制や個別面談、定期的なアンケート調査などにより、何重にも早期発見できる取組を継続する。

③ 早期対応

いじめが発見されたり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まずに、保護者や地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的に対応する。対応にあたっては、いじめを受けた生徒を「守る」ことを一番とした支援や周囲の子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して対応する。その際、状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関専門機関との連携を図る。

2 いじめの防止等のための本校の取組

(1) 組織の設置

① いじめの防止等の対策委員会

いじめの防止等については全教職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、その中核となる組織として校内に「いじめの防止等対策委員会」(以下、「委員会」)を設置する。なお、本校においては、「人権教育委員会」を母体組織として位置づけ、人権教育を推進することでいじめの防止等

に取り組むこととする。委員会は「いじめの防止等のための年間計画」人権教育計画に織り込む。

3

② 委員会の構成員

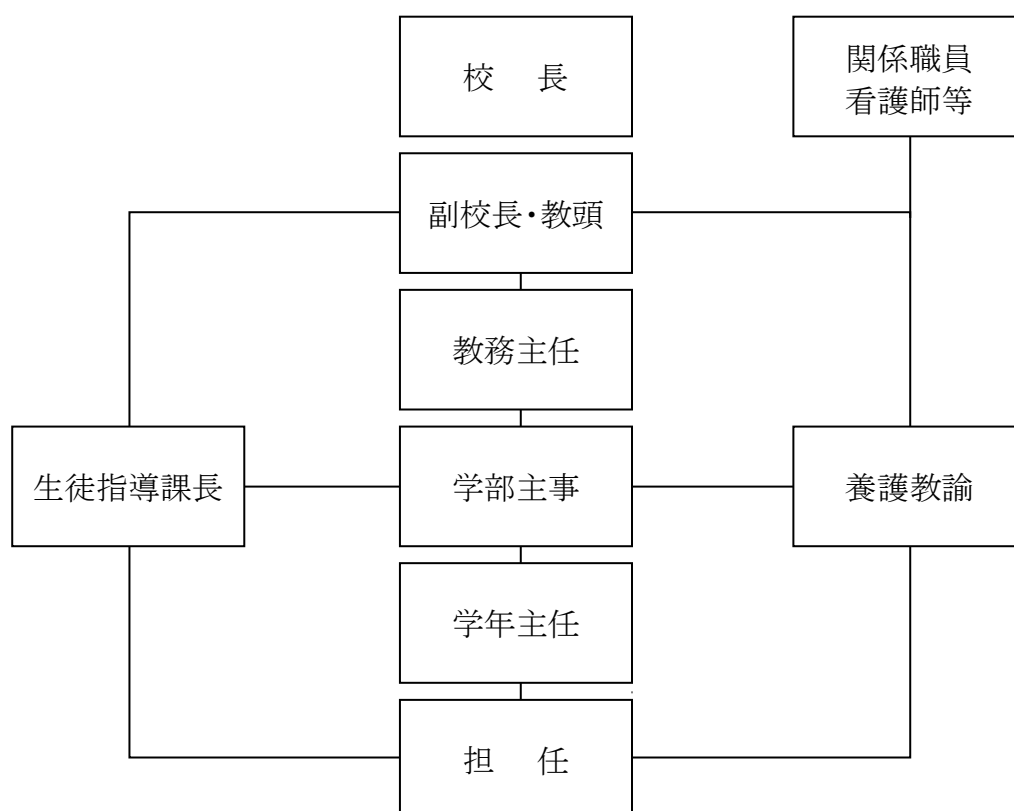
校長 副校長（教頭）学部主事 教務課長 生徒指導課長 養護教諭 学年主任とし、必要に応じて学級担任や関係職員や看護師、カウンセラー等の外部専門家が参加する。

③ 委員会の業務内容

委員は定期的な打ち合わせによって、いじめに関する情報の収集、記録・共有や対策についての企画・運営を行うほか、いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合、その対応に当たる。

加えて、対策の進捗状況の確認と検証を随時実施する。なお、日々の生徒の様子については、終礼（金）において学年主任から生徒のあらわれ報告を行い、周知に努める。

④ いじめの防止等対策委員会 組織図



(2) いじめの防止

① 生徒との信頼づくり

生徒理解を基盤に、一人一人の思いや表現を受け止め、一人一人の良さや可能性を最大限引き出すとともに、どの児童生徒にも公平に接する。

教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを誘発するようなきっかけとなったりすることがないように、指導のあり方や教職員の「人権意識」を高める。「教職員人権チェックリスト」の活用

② 個別の教育支援計画、個別の指導計画による指導体制

個別の教育支援計画、個別の指導計画をもとに、一人一人の重点目標達成に向けて、細やかな指導を継続していく。その中で、全ての生徒が授業に主体的に参加し、授業場面で活躍できる「分かる、できる」授業づくり、キャリア発達の視点に立った授業づくりに取り組み、公開授業、授業評価を通して、授業改善を図る。その結果、生徒の「生きる力」を育み、課題に対して最後まであきらめずに取り組む力を育成していく。

③ 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基盤や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。年間指導計画において、道徳教育の位置づけを明確にするとともに、教科・領域・自立活動等と関連して計画的な指導を実施する。

④ 情報モラル教育の推進

携帯電話やインターネット等の使い方やマナーについて、計画的に指導する。掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝えるとともに、被害にあった場合の対処法を指導する。家庭との連絡、連携を密に行う。

⑤ 生徒の人間関係づくり

授業、HR活動、学校行事等を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、児童生徒にとって安心して自分を表現できる集団づくりに努める。運動会や学習発表会、地域交流を積極的に活用していく。

ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンターなど、コミュニケーションや人間関係づくりの基礎となる力の育成に向けた指導を計画的に実施する。また、「命を守る」指導として、衛生指導や安全指導等、保健指導の充実を図る。

学校全体の「縦割り活動」や生徒会活動、集会活動などの場面において、生徒が自主的に、よりよい人間関係づくりや人権、いじめについて考える機会等を積極的に設ける。

⑥ 保護者との連携

保護者との日々の連絡や、保護者宛の通知、お便りやPTA活動を通して、保

護者のいじめをはじめとした人権意識への理解を促すとともに、いじめ等に関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを、相談窓口(相談員)とともに周知する。何よりも、担任との信頼関係を第一に日々の連携を大切にしていける。

⑦ 教職員研修

教職員研修計画の下、人権教育研修を主としたいじめへの理解と防止等を図るための研修会を実施する。また、学部研修等を活用して、児童生徒理解や支援方法にかかわる研修を計画的に進める。「教職員人権チェックリスト」(別紙)を活用して、定期的に自身の意識を確認する。

また、掲示板等を活用して、いじめ防止等に係る参考資料等を紹介する。週末の打ち合わせ」を活用したミニ研修会を実施し、人権意識の向上を繰り返し研修する。

(3) いじめの早期発見

① 生徒の実態把握

学部・学年、養護教諭等が生徒に対する日常的な観察を基盤にして、個別面談、保護者との連携により、生徒のささいな変化について情報交換を共有し、いじめの早期発見に努める。その際、保健日誌や企画会を活用した情報報告体制を周知する。

また、生徒、保護者に対する年1回「学校生活アンケート」を実施する。

② 相談体制の整備

生徒、保護者が担任、学年主任、学校相談員(副校長、教頭、学部主事、養護教諭)等、多様な窓口気軽に相談できることを周知する。(HR活動、通知文、懇談会、PTA総会等)

(4) いじめに対する措置

① 事実確認

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、企画会で確認すると共に、委員会に報告をする。いじめとして対応すべきか否かの判断は委員会が行う。委員会は関係者から聞き取りによる事実確認を行う。その際個人ではなく組織として行動する。また、保護者と連携して、いじめを受けている生徒やいじめについて報告した児童生徒の立場を守ることに十分配慮する。なお、「生徒指導記録表」を作成し、事態の経緯を記録する。

② 関係者への指導・支援

・いじめが確認された場合は、すぐにやめさせて、再発防止のために、委員会を中心に、必要に応じて臨床心理士等の専門家の協力を得て、具体的な対応方針や指導計画等を作成し、校長の承認を得る。

また、いじめが確認された場合には、静岡県教育委員会に報告をする。

- ・いじめを受けた生徒に対しては、信頼できる人(親しい友人や教員、保護者等)と連携し、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、生徒の意向をくみながら、心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確認を教職員で連携して行う。

- ・いじめを行った生徒については、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うなど、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。その上で、再発防止のために、委員会を中心として支援計画を作成して、いじめはいかなる事情があっても決して許されるものではないことを明確に伝え、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。また、必要に応じて臨床心理士等の専門家の協力を得るなどして、いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。教育上必要があると認められる場合には、人格の成長を促すために、適切に懲戒を加えることができる。

- ・周囲の生徒については、はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめているのと同じということを理解させ、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせるという勇気をもつように指導する。

- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の保護者双方には、直ちに事実を伝え、指導方針と具体的な方策を提示して、再発防止への協力を依頼する。その際には、「生徒指導記録表」をもとに正確な情報を共有できるようにする。

- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、保護者と連携しながら経過観察を継続し、必要に応じて委員会を招集して問題の再検討と事後指導の評価を行って、追加支援策を計画実行する。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、指導の引き継ぎを確実に行う。

(5) 関係機関等との連携

- ・日頃から地域警察や相談機関、医療機関等との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。

- ・いじめが 犯罪行為として取り扱われるべきであると認められた場合には、教育委員会の指導のもと、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命や身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察へ通報するなど。適切な援助を求める。

(6) ネットいじめへの対応

- ・インターネット掲示板等への誹謗・中傷については、被害の拡大を防ぐために書き込み削除を迅速に行う、書き込みを行った生徒への情報モラルの指導を実施する。その上で保護者と連携して今後の使用方法について確認する。

3 重大事態への対処

重大事態に対しては、重篤な内容であることから、十分に注意して適切に対応する必要があり、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」を踏まえ、管理職の指揮・統制のもと、全職員で迅速・的確に対応する。

（１） 重大事態の定義

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金銭を奪い取られた場合 等
- ② 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安）、学校を欠席しているとき、或いは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき
その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等する。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

（２） 教育委員会への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県教育委員会報告するとともに、関連機関への支援を要請する。（「臨床心理士派遣要請」「C R T 派遣要請」等）
また県教育委員会の判断のもと、その旨を知事に報告する。

（３） 調査

教育委員会の判断のもと、指導・支援を受けて公立性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態への対処や同種の事態の防止に向けて、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。この際因果関係の特定を急がないように心がける。

（４） 情報提供

教育委員会の指導・支援のもと、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

他の生徒及び保護者への情報提供については、保護者説明会等により、正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

（５） 報道機関対応

個人情報への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。